

○消防団員等公務災害補償等共済基金役員給与規程

(昭和37年3月29日)

最終改正 令和7年12月24日

(趣旨)

第1条 消防団員等公務災害補償等共済基金の役員のうち、常勤の者（以下「役員」という。）に対する給与の支給については、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第2条 役員は、俸給、特別地域手当、特別手当及び通勤手当とする。

(給与の支給日)

第3条 給与（特別手当を除く。）の支給日は、消防団員等公務災害補償等共済基金職員給与規程（昭和37年消防基金規程第4号。以下「職員給与規程」という。）第3条第1項の規定を準用する。

2 給与は、通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、法令若しくは、別に定めるものがあるときは、給与の一部を控除して支払う。

(俸給)

第4条 役員は、次のとおりとする。

常務理事 月額852,000円

監事 月額794,000円

(特別地域手当)

第5条 特別地域手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第11条の3第1項に規定する地域に在勤する役員に対し支給する。

2 特別地域手当の月額は、俸給に100分の20を乗じて得た額とする。

第6条～第8条 (略)

(通勤手当)

第8条の2 役員は、通勤手当は、職員給与規程第11条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(特別手当)

第9条 役員は、特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した役員についても、同様とする。

2 役員は、特別手当の額は、それぞれの基準日現在において役員が受けるべき俸給及び特

別地域手当の月額並びに俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び特別地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でないと理事長が認めた場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ人事院規則の定める基準の例による額を減じて得た額）とする。

一 6箇月 100分の100

二 5箇月以上6箇月未満 100分の80

三 3箇月以上5箇月未満 100分の60

四 3箇月未満 100分の30

3 基準日以前6箇月以内の期間において、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員から引き続き役員となった者については、その者が国家公務員として引き続きいた在職期間を役員として引き続きいた在職期間とみなす。

4 第3条第2項の規定は、特別手当の支給について準用する。

第9条の2～第11条 （略）

附 則 （略）